

平成30年第2回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成30年3月16日（金）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指定について
- 日程第31 議案第26号 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第32 議案第2号 遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
（付託案件） 基準を定める条例の制定について
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第33 議案第8号 遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基
（付託案件） 準を定める条例の一部改正について
（民生常任委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第34 議案第19号 平成30年度遠軽町一般会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第35 議案第20号 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第36 議案第21号 平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第37 議案第22号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第38 議案第23号 平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第39 議案第24号 平成30年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第40 議案第25号 平成30年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件） （予算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第41 請願第1号 「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書
（付託案件） （議会運営委員会審査報告、平成29年第8回定例会付託）
- 日程第42 意見案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一

《平成30年3月16日》

般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書

- 日程第 4 3 意見案第 2 号 将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書
日程第 4 4 意見案第 3 号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
日程第 4 5 意見案第 4 号 所有者不明の土地利用を求める意見書
日程第 4 6 意見案第 5 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書
日程第 4 7 議員派遣について

◎出席議員（16名）

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町 長	佐々木 修一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	新 国 純 一 君

◎説明員

副 町 長	厂 原 收 君	総 務 部 長	加 藤 俊 之 君
民 生 部 長	舟 木 淳 次 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	地域拠点施設準備室長	斉 藤 隆 雄 君
総 務 課 長	鈴 木 浩 君	情報管財課長	古 賀 伸 次 君
企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君	財 政 課 長	大 堀 聡 君
ジオパーク推進課長	鴻 上 栄 治 君	危機対策室参事	山 地 茂 樹 君
地域拠点施設準備室参事	今 井 昌 幸 君	保健福祉課長	平 間 敏 春 君
住民生活課長	小野寺 正彦 君	税 務 課 長	会 津 靖 朗 君
子育て支援課長	小 谷 英 充 君	農政林務課長	広 瀬 淳 次 君
商工観光課長	菊 地 隆 君	建 設 課 長	金 沢 一 彦 君
水 道 課 長	落 合 一 実 君	生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君

《平成30年3月16日》

丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	村上裕和君
会計管理者	荒井正教君	教育部長	小野寺健君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	堀嶋英俊君
図書館長	中島伸司君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

◎議事事務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
事務局係長	小玉美紀子君		

《平成30年3月16日》

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、16人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、阿部議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第31 議案第26号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 議案第26号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第26号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ316万円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億7,779万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に316万円を追加し、総額を2億4,827万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計156億7,463万5,000円に316万円を追加し、総額を156億7,779万5,000円とするものです。

次に歳出について説明いたします。

《平成30年3月16日》

2款総務費につきましては、1項総務管理費に316万円を追加し、総額を30億3,159万1,000円とするものです。

これにより、歳出合計156億7,463万5,000円に316万円を追加し、総額を歳入歳出同額の156億7,779万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、過誤納還付316万円につきましては、平成27年度及び平成28年度に、国の施策として実施した臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る経費の精算により、国の補助金が超過交付となったため、税外過誤納還付金を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、316万円の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

質疑は第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

18款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって質疑を終わります。

これより、議案第26号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第2号及び日程第33 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第33 議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括

して議題といたします。

平成30年第2回定例会において付託しました民生常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

佐藤民生常任委員長。

○民生常任委員長（佐藤 昇君） ー登壇ー

平成30年第2回遠軽町議会定例会におきまして、民生常任委員会に付託されました1の（1）議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定及び同じく（2）議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により、審査結果を報告します。

1の（1）についてであります。本条例の制定につきましては、介護保険法一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を規定するため、本条例を定めるものです。

続いて、1の（2）については、本条例の一部改正につきましても介護保険法一部改正に伴い、町が指定する居宅介護支援等の事業の申請者の資格の規定及び所要の規定の整備を図るため、本条例を定めるものです。

この2件の付託議案については、本委員会において委員会審査を平成30年3月12日及び3月13日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、民生常任委員会に付託されました議案2件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

以上で、委員長報告に対する質疑は終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第2号遠軽町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。本案は討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

《平成30年3月16日》

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号遠軽町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可とするものです。本案は討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第19号から日程第40 議案第25号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第34 議案第19号平成30年度遠軽町一般会計予算、日程第35 議案第20号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第36 議案第21号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第37 議案第22号平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第38 議案第23号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算、日程第39 議案第24号平成30年度遠軽町水道事業会計予算、日程第40 議案第25号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算、以上、議案7件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長(竹中裕志君) ー登壇ー

平成30年度遠軽町各会計予算に係る特別委員長報告。平成30年3月15日。

平成30年度遠軽町一般会計予算のほか6件につきましては、平成30年第2回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をいたしました。

審査に当たりましては、理事者を初め関係部課長などにより、詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査をいたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第19号平成30年度遠軽町一般会計予算から議案第25号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案7件を全会一致をもって、原案のとおり附帯意見を付して可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、3月8日予算審査特別委員会を設置。予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任、理事の選任。3月12日予算審査一般会計。3月13日予算審査一般会計。3月14日予算審査一般会計。3月15日予算審査一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、委員会審査報告書のまとめ、委員会審査報告書の確認、

《平成30年3月16日》

採択を経たものです。

最後に附帯意見としまして口頭にてお伝えいたします。

口頭分、遠軽町予算に関する資料、事業別予算説明書に係る事業の効果、特記事項については、実態に則した記載内容とし、特別会計及び企業会計の予算書の関連ページを入れるよう検討をお願いいたします。

以上、予算審査における意見について申し上げましたが、そのほかにも各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分に御理解いただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案7件の採決をいたします。

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

これより、議案第19号平成30年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成30年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成30年3月16日》

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成30年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成30年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第41 請願第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第41 請願第1号「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書を議題とします。

平成29年第8回定例会において付託しました議会運営委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長(高橋義昭君) ー登壇ー

平成29年第8回遠軽町議会において、議会運営委員会に付託されました請願第1号「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書について、審査結果を報告いたします。

審査の結果は、不採択とすべきものに決定いたしました。

審査の経過は、委員会審査を平成29年12月13日、平成30年1月23日、2月21日、3月9日、3月13日に行っております。

審査に当たっては、紹介議員である岩澤議員より説明を受けた後、質疑を行い、その後各委員の討論において不採択とするべきものとして意見が一致していたことから、全会一

致によりまして決定したところであります。

なお、不採択とすべきものに決定した理由は次のとおりです。

本請願を審査する議論の過程において、議員間における情報共有の重要性について再認識したところであります。

請願には、議会の権限に属さない事項が含まれているため、不採択にすべきものと決定するに至りましたが、議員間の情報共有に関しては実現可能なことから実施すべきということを全体で確認したものであります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 簡単な質問です。

理由の中に、議会の権限に属さない事項が含まれているということなのですが、この議会の権限に属さない事項というのは何を指しているのか教えていただきたい。

○議長（前田篤秀君） 高橋議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋義詔君） この会というのは、法定のものではない任意の会です。存置期成会につきましても、あくまでも任意の団体であるというふうに考えております。

存置期成会につきましても、あくまでも任意の団体であるというふうに考えておりますので、そのように理解しております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

まず、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ー登壇ー

私は、請願に賛成の立場で討論いたします。

まず、本請願の審査を付託された議会運営委員会において、議員間における情報共有の重要性について再認識をされ、慎重に議論を重ねられたことに敬意を表します。

特に、実現可能なことから実施すべきということを全体で確認されたことは、単に私たち議員間だけの課題ではなく、この請願をきっかけに町民の皆さんに議会を通して町政を理解していただく、町政に参加していただく議会改革の歩みを一歩前進させたものと考えます。

請願を審査する議論の過程においては、請願すべきという方向性になっていたにもかかわらず、議会の権限に属さない事項が含まれているとして不採択にすべきものと決定され

たことにはいささか驚いているところです。

先ほどの質疑で確認された議会の権限に属さない事項とは、陸上自衛隊遠軽駐屯地の存置期成会が任意団体だからということでした。存置期成会は形の上では任意団体となっていますが、町政執行方針に掲げられ、町長が会長になって存置活動を行っているいわゆる官民一体の団体であって、ただの民間の任意団体とは違うと私は考えます。

さらに、議会の代表として、議長が副会長に就任し、事務局が役場内にあって、まちの予算から290万円の負担金を支出してさまざまな事業を実施している期成会を議会の権限外とするには無理があるのではないのでしょうか。

以上、請願の趣旨を御理解いただき、本請願の採択をお願いして賛成討論といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に反対者の発言を許します。

秋元議員。

○4番（秋元直樹君） —登壇—

私は、請願に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

請願の要旨であります議員が議会全体に審議会等の情報を報告するシステムを確立することに対しましては、私も議員同士の情報共有や意見構築を図るべきとの観点から、その願意についての重要性については理解できるところであります。

また、2請願の理由の中の（2）①遠軽地区広域組合議会及び③遠軽町都市計画審議会については、会議録等の資料を事務局の所定の場所に備えつけ、議員誰も閲覧可能にするなどの方法を取ることも可能なことから、今後議員間の情報共有をさらに図るためにも今後取り組むべきものと私も考えます。

しかしながら、②自衛隊存置期成会については任意団体であり、議会の権限に属する事項ではないことから、請願の一部に議会として権限の及ばないものが含まれている以上、請願の内容を修正して採択、また請願の内容の一部採択、あるいは趣旨を採択するなどという取り扱いは当議会では行っていないため、本請願については反対いたします。とは申し上げましたものの、請願について審議する議論構築の過程で、議員間の情報共有の重要性を再認識させていただきました。反対の立場での討論ではございますが、議会を町民にわかりやすく、情報共有を密に図ることによってよりよくしてほしいという請願者の方々の思いについては、今回議論のきっかけをいただけたことを感謝するとともに、しっかりと受けとめ、今後の議会活動に反映していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 次に、この請願の原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、討論を終わります。

これより、請願第1号「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書を採決いたし

ます。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第1号「議員の情報報告システム」の確立を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を願います。

(起立者少数)

○議長（前田篤秀君） 起立少数です。

したがって、この請願第1号は不採択にすることに決定しました。

◎日程第42 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第42 意見案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ー登壇ー

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、一部読み上げまして提案いたします。

平成28年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で約64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。

職種は行政事務職のほか多岐にわたり、多くの職員が恒常的業務につき、行政の重要な担い手となっています。

平成29年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たな会計年度任用職員は非常勤職員を法的に位置づけ、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体では、平成32年4月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、準備不足が懸念されます。

よって、サービスの質の確保と臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望します。

1、地方公務員法及び地方自治法の一部改定について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底すること。

2、新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、地方財政計画に反映させるなどその確保を確実にすること。その際、自治体が運営する地方公営企業に雇用される職員もその対象とすること。

3、一般職非常勤職員への移行に当たっては、現に任用されている臨時・非常勤等職員の雇用に大きな支障が生じないように、各自治体に対し適切な助言を行い、人材確保及び雇用の安定の観点から引き続き検討を行うこと。

《平成30年3月16日》

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月16日北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は内閣総理大臣、内務官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第1号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第43 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第43 意見案第2号将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

前島議員。

○10番（前島英樹君） ー登壇ー

意見案第2号将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書について、その概要を申し上げ、提案をいたします。

将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書。

本町においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、町民の医療に対するニーズの多様化、高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化をしており、こうした状況に対応するため、町民が安心して良質な医療を受けることができる医療提供体制の確保が求められている。

安全・安心の医療を国民に安定して提供するためには、医療や介護の質を損なわないよう、診療報酬や介護報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療提供体制が整備され、国民生活を支えることができるものである。

また、社会保険診療に係る消費税は現在、非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。

《平成30年3月16日》

しかし、この仕組みは社会保険診療報酬への上乗せが適正に反映されていないことや、医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力によって地域医療体制が辛うじて維持されているのが実態である。

よって、国においては将来にわたり、安全・安心な医療体制を提供するために、次の措置を講じるよう強く要望する。

1、国民が将来にわたり、必要な医療・介護を安心して十分に受けられるための適切な財源を確保すること。

2、国民と医療機関等に不合理な負担を強いている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年3月16日北海道遠軽町議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、規制改革担当大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第2号将来にわたり安全・安心な医療制度の提供を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付します。

◎日程第44 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第44 意見案第3号バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） —登壇—

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書。

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見

せ、地域のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村の中には、さまざまな事情から基本構想などの作成が進まない地域もあります。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっています。

平成32年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、共生社会の実現をレガシーとすべく、一億総活躍社会の実現を具体化するため、全国で一層のバリアフリー化が進められる必要があり、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。

平成29年2月に関係閣僚会議において決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めている政府の状況を踏まえ、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、次の事項について強く求めるものです。

一つ、地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。

二つ目、公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。

三つ目は、バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者などの意見を聞くような仕組みを検討し、その促進に関する国民の理解を深めるとともに、協力を求めるよう国として教育活動、広報活動などに努めること。

四つ目は、バリアフリー法改正後、速やかに施行を行う観点から、改正内容について十分に周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年3月16日北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は内閣総理大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第3号バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

《平成30年3月16日》

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第４５ 意見案第４号

○議長（前田篤秀君） 日程第４５ 意見案第４号所有者不明の土地利用を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○９番（阿部君枝君） ー登壇ー

所有者不明の土地利用を求める意見書。

平成２８年度の地籍調査において、不動産登記簿上で、所有者の所在が確認できない土地の割合は約２０％に上り、平成５２年にはほぼ北海道の面積に相当する不明土地が発生すると予想されています。

現行の対応策は、土地収用法における不明裁決制度があり、氏名、住所がわからなければ収用裁決を申請できますが、探索や手続に多大な時間と労力が必要になります。

また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、どのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者１人につき管理人１人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と労力がかかります。

よって、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と、所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築するよう、次の事項について強く求めるものです。

一つ、所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。

二つ目は、土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方など、土地所有のあり方の見直しを行うこと。

三つ目は、合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

四つ目、所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。

五つ目、収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

平成３０年３月１６日北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、説明を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

《平成３０年３月１６日》

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第4号所有者不明の土地利用を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第46 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第46 意見案第5号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○9番（阿部君枝君） ー登壇ー

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書。

北海道・東北豪雨や九州北部豪雨など近年、地方における土砂の流出による河床上昇や流木などによる災害が発生しており、河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因です。

これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、各々の単費予算で行われているのが実情です。

国土交通省では、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込まれましたが、3カ年程度の時限的措置であり、対策箇所も重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴がある区間と限られています。

よって、中小河川を管理する地方自治体にとって、真に活用しやすい施策となるよう、次の事項について強く求めるものです。

一つ、河道掘削を含む中小河川緊急治水対策プロジェクトについては、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。

二つ目、中小河川緊急対策プロジェクトでは、河道掘削の対策箇所を重要水防区間のうち、近年洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間と限定されているが、今後は中小河川を管理する地方自治体により柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。

《平成30年3月16日》

三つ目、今回の中小河川緊急対策プロジェクトは、おおむね3カ年の時限的措置であるが、防災・安全交付金を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月16日北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は内閣総理大臣、国土交通大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、意見案第5号洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係行政庁に送付します。

◎日程第47 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第47 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思っております。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については派遣することに決定しました。

以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成30年第2回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀

署 名 議 員 山 谷 敬 二

署 名 議 員 阿 部 君 枝